

薬食同源アドバイザー指定要領

(目的)

第1条 この要領は、薬食同源アドバイザー指定実施要綱（平成13年6月1日施行。以下要綱という。）による薬食同源アドバイザーの指定、表示及び業務内容等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(講習会の内容)

第2条 要綱第3条の規程による講習会は、次の各号に掲げる内容とする。

- | | | |
|----------------------|---------------|---|
| (1)健康食品の正しい選び方に関する講義 | (1.5+1.5=3時間) | A |
| (2)健康によい食材に関する講義 | (0.5～1時間) | B |
| (3)食品栄養学に関する講義 | (1～2時間) | C |
| (4)岐阜県の健康づくり施策に関する講義 | (0.5～1時間) | D |
| (5)健康食品関連法規に関する講義 | (0.5～1時間) | E |
| (6)オリエンテーション | (0.25時間) | F |

(講習会の周知)

第3条 委員会は要綱第3条第1項の規程による講習会を開催する場合には、事前にその内容を一般社団法人岐阜県薬剤師会会員に周知し、受講希望者を募集するものとする。

(指定証)

第4条 要綱第4条第1項の規定による指定証は、別記様式第1号によるものとする。

(指定名簿)

第5条 要綱第4条第2項の規定による指定名簿の作成は、別記様式第2号によるものとする。

- 2 委員会は、前項の指定名簿に要綱第8条3号の規定による講習会の受講状況、活動状況等を記載しその把握に努める。

(指定の取り消し)

第6条 要綱第6条第1項の規定による不適切とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 改善のための必要な指導に応じないとき。
- (3) 要綱第8条に規定するアドバイザーの責務に反することが著しい等委員会が指定の取り消しが適当と認めたとき。

- 2 要綱第6条第2項の規定による通知は、別記様式第3号によるものとする。

(薬食同源情報サロンの設置・表示の方法等)

第7条 要綱第7条第2項に規定する申し出は別記様式第4号によるものとする。

- 2 要綱第7条第3項に規定する表示資材の仕様は別に定める。
- 3 前項の表示資材の作成に要する経費の一部は薬食同源アドバイザーが負担することとし、その金額は別に定める。

(定期報告)

第8条 要綱第8条第4号に規定する定期報告は、1年に1回以上、別記様式第5号により行うものとする。また、報告は原則としてEメールを活用することとする。

(届出方法)

第9条 要綱第9条第1項に規定する指定返上の届出は別記様式第6号によるものとする。

2 要綱第9条第2項に規定する指定名簿の変更の届出は別記様式第7号によるものとする。

附則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正

平成24年4月1日社団法人岐阜県薬剤師会から、一般社団法人岐阜県薬剤師会へ移行